

新型コロナウイルス感染症の影響で 生活資金にお困りの方へ

新型コロナウイルス感染症の拡大で収入が減り、家計が苦しいとお悩みの方へ



貸付制度

	制度内容	金額	対象	貸付時期	申請窓口	備考
緊急小口資金	一時的な生活費を貸付	上限 20 万円	コロナ起因の収入減少者	概ね 4 日以内	社会福祉協議会 ※申請期限令和 4. 9. 30	非課税世帯は償還免除有
総合支援資金	生活再建の費用を貸付	上限 60 万円	コロナ起因の収入減少者	概ね 4 日以内	社会福祉協議会 ※申請期限令和 4. 9. 30	非課税世帯は償還免除有

給付制度

	制度内容	金額	対象	支給時期	申請窓口	備考
住居確保給付金	家賃を家主に直接給付	家賃相当額 (原則 3 カ月)	①離職者・廃業者 ②コロナ起因の収入激減者	家主と協議	社会福祉協議会	●月収・預貯金等の要件有り ●家賃相当額は上限有り
住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金	①令和 4 年度非課税世帯 ②家計急変世帯 上記世帯に給付金を支給	10 万円	①非課税世帯 ②コロナ起因の家計急変世帯	概ね 2 週間以内	地域福祉課 ※申請期限令和 4. 9. 30	①へは 7 月初旬 確認書を送付済 ③は非課税世帯と同程度収入が減少した世帯より 申請を受付

お問い合わせ

《浜田市地域福祉課》

浜田市殿町 1 番地 浜田市役所東分庁舎 1 階

電話：(0855) 25-9301

受付時間：月～金曜日 8:30～17:15(土・日・祝を除く)

Mail：fukushi@city.hamada.lg.jp

《浜田市社会福祉協議会》

浜田市野原町 859 番地 1 浜田市総合福祉センター内

電話：(0855) 25-1755

受付時間：月～金曜日 9:00～17:00(土・日・祝を除く)

Mail：hamada-shakyo1@hamada-shakyo.com

制度ご利用の目安チャート

スタート

収入が減収し、生活にお困りですか

いいえ

この制度の対象外です

はい

収入減少の原因はコロナですか

いいえ

この制度の対象外です

はい

5日以内に資金が必要ですか

はい

・緊急小口資金貸付又は総合支援資金貸付についてご相談ください

いいえ

お住まいは賃貸(住宅・アパート)ですか

はい

・緊急小口資金貸付又は総合支援資金貸付についてご相談ください

・住宅確保給付金についてご相談ください

いいえ

世帯全員の収入が住民税非課税
並みに減少していますか

はい

・緊急小口資金貸付又は総合支援資金貸付についてご相談ください

・住民税非課税世帯等に対する臨時給付金についてご相談ください
※令和4年度住民税非課税世帯には、7月初旬に支給要件確認書を送付済です

いいえ

・緊急小口資金貸付又は総合支援資金貸付についてご相談ください

※ご紹介している制度以外にも生活困窮の支援制度がございます。お気軽にお問い合わせください。